

第7章 その他の市の環境配慮の取組実績

1 地球温暖化防止行動計画（市役所版）

（1）計画策定の背景と現在の国における目標の推移

平成9年(1997年)12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、二酸化炭素(CO₂)に代表される6種類の温室効果ガスの削減目標が「京都議定書」として締結され、平成17年(2005年)2月に発効しました。「京都議定書」では、我が国は温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の5年間に、平成2年(1990年)レベルから6%削減」することが目標として定められました。

平成25年(2013年)11月にポーランド・ワルシャワで開催された第19回締約国会議(COP19)では、上記の「京都議定書」に代わるものとして令和2年(2020年)以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みについて議論され、第21回締約国会議(COP21)の開催前までに各国が約束草案を国連に提出することになりました。我が国は、令和2年(2020年)までの削減目標を、「2005年比3.8%減(90年比約3.1%増)」に見直すことを表明しました。

これを受けて、平成27年(2015年)7月に、「令和12年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)比26%削減」と「日本の約束草案」を国連に提出しています。

平成27年(2015年)11月にフランス・パリで開催された第21回締約国会議(COP21)で、令和2年(2020年)以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が採択されました。

採択の翌年、平成28年(2016年)10月に締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%を超えるとの発効要件を満たし、同年11月4日に発効しました。なお、我が国は同年11月8日にパリ協定を締結しています。

パリ協定では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を5年ごとに提出・更新する義務があります。我が国は、令和2年(2020年)3月30日に地球温暖化対策推進本部において、「2030年度に2013年度比-26%(2005年度比-25.4%)の水準にする削減目標を確実に達成することを目指す。また、この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく。」と決定しています。

また、同年10月26日、当時の菅総理大臣は所信表明演説において「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

これを受け、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)を改正し、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めました。

（2）地方公共団体（市）の責務

地球温暖化対策推進法第4条において、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものと定められています。

また、同法第21条において市の実施する事務事業による温室効果ガス排出削減等のための実行計画の策定・公表等が義務付けられるとともに、実行計画において、区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努めること等が求められています。

(3) 国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）

地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年3月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、市の実施する事務事業による温室効果ガスを中心に、継続して削減に取り組んできました。

平成31年3月には、「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」の計画期間の満了に伴い、「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」を策定しました。本計画では、基準年度（平成25年度）の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、2030年（令和12年）度までに40%削減、中間目標として、計画期間最終年度である令和5年度までに16.7%削減することを目標に掲げています。

表7-1 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成18 ～23年度	平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成16年度の総排出量（20,439.2 t-CO₂）に対し、平成23年度までに6%（1,226.4 t-CO₂）の削減目標 ■平成23年度総排出量（13,157 t-CO₂）35.6%削減、目標達成
第二次計画	平成24 ・25年度	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成22年度の総排出量（15,279.2 t-CO₂）に対し、年度ごとに1%ずつ削減をし、平成25年度までに合計2%（305.6 t-CO₂）の削減目標 ■平成24年度総排出量（14,444 t-CO₂）5.5%の削減 平成25年度総排出量（15,254 t-CO₂）0.2%の削減 2か年の合計5.7%削減により、目標達成
第三次計画	平成26 ～30年度	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成24年度の基準排出量（10,443 t-CO₂）に対し、平成30年度までに15%（1,566 t-CO₂）以上の削減目標 ■平成30年度総排出量（11,484 t-CO₂）10.0%増加、目標未達成
第四次計画	令和元（平成31） ～令和5年度	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成25年度の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、令和5年度までに16.7%（1,160 t-CO₂）の削減目標

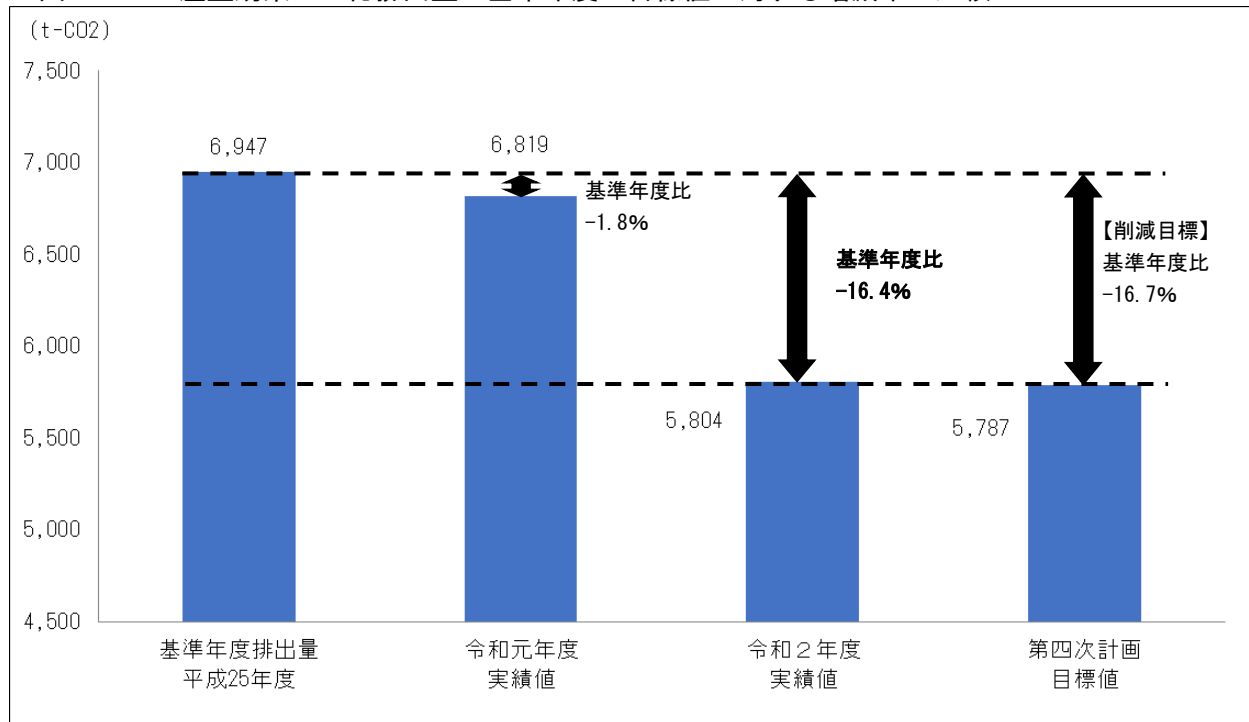
(4) 令和2年度国分寺市温室効果ガス総排出量

令和3年度に令和2年度の温室効果ガスの総排出量を集計した結果、総排出量は約 5,804 t-CO₂で、基準排出量 (6,947 t-CO₂) に比べ 16.4%減少しました。

主な要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大により、国が発出した緊急事態宣言に伴い、市内公共施設の利用制限や貸出の休止による一般団体等の利用の減少、小中学校の休校により電気使用量が大きく減少したことなどが挙げられます。

第四次計画の削減目標値を達成するためには、さらに 17 t-CO₂の削減が必要です。今後の社会状況に鑑み、引き続き、各施設内の照明の間引き、執務室内の消灯励行などによる、エネルギー使用量の削減が求められています。

図7-1 温室効果ガス総排出量の基準年度・目標値に対する増減率の比較



2 グリーン購入基本方針及びガイドライン

グリーン購入とは、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。

市では、平成 18 年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成 19 年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。令和 3 年度は 14 分野 91 品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、表 7-2 のとおりです。

表 7-2 令和 3 年度グリーン購入調達実績（分野別取組結果）

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率		やむを得ない理由によるものを除いた調達率 (※)	調達できなかった主な理由
	R 2 <参考>	R 3	R 3	
用紙類	99.5%	99.6%	100.0%	種類により適合品がない 物品の価格差
文具・事務用品	88.3%	79.7%	100.0%	種類により適合品がない 物品の価格差
事務用機器類	91.4%	91.8%	100.0%	種類により適合品がない 物品の価格差
OA機器	98.2%	98.4%	100.0%	既存機器に対応する適合品がない
照明	80.3%	91.0%	100.0%	既存機器に対応する適合品がない
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	—
自動車	—	100.0%	100.0%	—
衣料品等	84.5%	96.9%	100.0%	種類により適合品がない
作業手袋	93.3%	98.3%	100.0%	物品の価格差
繊維製品等	95.7%	93.9%	100.0%	種類により適合品がない 物品の価格差
災害備蓄用品	91.4%	100.0%	100.0%	—
衛生用品	98.5%	99.9%	100.0%	種類により適合品がない
印刷物	100.0%	99.8%	100.0%	種類により適合品がない 物品の価格差
ごみ袋等	—	81.9%	100.0%	種類により適合品がない 物品の価格差
平均	93.4%	95.1%	100.0%	

※価格、品質の差によりやむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達率